

契 約 書

盛岡赤十字病院（以下、「甲」という。）と保険薬局名称:

（以下、「乙」という。）は、甲の院外処方箋に関わる薬剤師法第 23 条 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1 院外処方箋における問い合わせの運用について

(1) 甲及び乙は、別紙プロトコルに基づき、以下の場合、原則として処方医への問い合わせを不要とすることを合意した（詳細は別紙プロトコルのとおり）。

- ①成分名が同一の銘柄変更
- ②内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ③内用薬の剤形の変更
- ④貼付剤や軟膏剤等の包装・規格変更
- ⑤アドヒアランス等の理由による半錠、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗腫瘍剤を除く。
- ⑥処方薬剤の一包化調剤
- ⑦その他、合意事項

(2) 乙は、保険薬局で別紙プロトコルを運用するにあたって、患者が不利益を被らないように、十分説明の上、患者の同意を得てから行うものとする。

2 開始時期について

 年 月 日より開始する。

3 契約の解除・内容の変更について

契約の解除及び内容の変更については、必要時、甲乙協議を行うこととする。

 年 月 日

甲 所在地 岩手県盛岡市三本柳 6－1－1

名 称 盛岡赤十字病院

代表者病院長

㊞

乙 所在地

名 称

㊞